

# 紀の川水系紀の川における簡易代執行

和歌山河川国道事務所

## <概要>

紀の川左岸3.2km付近及び右岸3.4km付近に放置されている不法係留船については、船舶番号が欠落しており、警告看板設置、巡視の強化等の措置を講じるも所有者を特定することができず、撤去を命ずべき者を確知することができないため、河川法第75条第3項に基づく簡易代執行を実施しました。

## <日時>

平成30年9月26日(水) 9:00~

## <対象物件>

- ・プレジャーボート 8隻
- ・フロート、ブイ等 一式

## <今後の予定>

簡易代執行により除却して保管している物件について所有者が返還を申し出ない場合には、河川法第75条第5項に基づき公示の日から起算して6ヵ月経過後に、国に帰属してから処分を行う予定。



位置図

## ■看板設置 (警告、河川法第77条に基づく河川監理員の指示等)



## ■河川法第75条第3項に基づく簡易代執行



## ■河川法第75条第4項に基づく除却物件の保管 (上田井資材置場)



## 【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課  
 〒640-8227 和歌山市西汀丁16 073-424-2471 (代表)

